

平成 28 年度から軽自動車税が変わります

税制改正により、平成 28 年 4 月 1 日から軽自動車税が下記のとおり変わります。

種 別		改正前	改正後	重課税率	
四輪の軽自動車	乗用 (5ナンバー)	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物 (4ナンバー)	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
三輪の軽自動車		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
原動機付自転車	50cc 以下		1,000 円	2,000 円	重課税なし
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円		
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円		
	ミニカー	2,500 円	3,700 円		
小型特殊自動車	農耕作業用 (トラクター、耕運機など)		1,600 円	2,400 円	
	その他 (フォークリフト、ショベルなど)		4,700 円	5,900 円	
二輪の軽自動車	125cc 超 250cc 以下		2,400 円	3,600 円	
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの		4,000 円	6,000 円	



①平成 27 年 3 月までに新規登録済の軽自動車については、平成 28 年度も改正前の税額が適用されます。

②平成 28 年度から、原付、小型特殊、二輪車、及び平成 27 年 4 月以降に新車新規登録した軽自動車の税額を引き上げます。

③平成 28 年度から、最初の新規登録から 13 年を経過した軽自動車について、改正後の税額から更に約 20%重課されます。

※軽四輪車および軽三輪車については、燃費性能に応じて軽自動車税が軽減される場合があります。

◎問い合わせ先
役場税務課 ☎ (86) 1172 [直通]

後期高齢者医療保険料率が変わります

■保険料率が変わります

後期高齢者医療では、被保険者の皆さんの医療費の動向などを踏まえ、2 年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。

平成 28・29 年度の保険料率を表のとおり改定します。

後期高齢者医療保険料率の改定内容

	改正前 (平成 26・27 年度)	改正後 (平成 28・29 年度)
均等割 (被保険者一人あたりの額)	51,500 円	51,500 円
所得割 (被保険者の所得に応じて計算)	9.32%	9.97%

■保険料改定の要因

医療の高度化などにより被保険者一人当たり保険給付費の増加や、少子高齢化に伴う現役世代からの支援金の減少による後期高齢者負担率の増加、また平成 29 年度からの消費税増などにより、被保険者が保険料として負担する必要額が増加しています。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、平成 27 年度の剰余金見込の全額活用と積み立てている基金を最大限活用して保険料率増加の抑制を行いました。所得割率については引き上げることとなりました。

◎問い合わせ先
役場保健衛生課国民健康保険係
☎ (86) 1146 [直通]
県後期高齢者医療広域連合事務局業務課保険料班
☎ 099 (206) 1329